

7 制御不能な二次災害を発生させない

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震により、市街地の各所で火災が発生し、また、石油タンクから流出した油に引火し、津波による漂流物に燃え移るなど大規模な火災が発生する
- ・ 沿線や沿道の建物等が倒壊し、避難路が塞がれ避難の支障となり、道路に車が放置され交通麻痺が発生する
- ・ ダムに大量の土砂や流木が流入し、洪水調節機能が低下、また、山腹崩壊により天然ダムが形成され、その後の豪雨等により決壊し、土石流等による被害が広範囲に拡大する
- ・ 工場や事業場の有害物質が津波により流出し、健康被害の発生や土壌・水質汚染等の二次被害が発生する
- ・ 山間部の農地や山林が大規模崩壊等により荒廃、その後の降雨等により表土が流出し新たな山腹崩壊を引き起こし、人命の危機や家屋の崩壊など甚大な被害が発生する

推進方針(概要)

7-1) 市街地での大規模火災

7-2) 海上・臨海部の複合災害の発生

7-3) 沿線・沿道の建物倒壊による被害及び交通麻痺

7-4) ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

7-5) 有害物質の大規模拡散・流出

○ダム管理施設の改良促進

- ・ 予防保全的管理の推進
- ・ ダム管理施設の計画的な更新・改良



○警察・消防等の充実強化等

- ・ 体制・装備資機材や訓練環境等の充実強化
- ・ 消防団、自主防災組織の充実強化による初動対応力の向上



初期消火訓練

- ・ 関係機関と連携した実践的な訓練を実施



○有害物質の拡散防止対策

- ・ 有害物質の適正管理、マニュアル整備を促進
- ・ 大規模拡散、流出防止のための資機材の整備、訓練等の実施
- ・ 高圧ガス漏洩防止対策の実施



○空中消火体制の整備

- ・ 大規模火災に備えた空中消火訓練の実施



○漂流物防止対策等の推進

- ・ 津波による漂流物防止対策の推進
- ・ 放置艇対策や沈船の撤去を推進



7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

○森林の適正管理と保全の推進

- ・ 間伐促進及び治山・地すべり防止事業を推進



- ・ 森林経営計画による計画的な森林整備の促進



- ・ 森林の公的取得、保安林等の指定拡大を推進

○県産材の利用促進等

- ・ 公共建築物、民間住宅への県産材利用推進



○農地・農業水利施設等の保全

- ・ 多面的機能の維持・発揮のための保全活動実施



7 制御不能な二次災害を発生させない

- 7-1) 市街地での大規模火災の発生
- 7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生
- 7-3) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
- 7-4) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
- 7-5) 有害物質の大規模拡散・流出

<要点>

1-1)、1-2)による火災対策や建築物等の倒壊対策、1-4)、1-5)による水害、土砂災害対策に加え、ダム管理施設の改良促進や空中消火の体制整備や有害物質の拡散防止対策、漂流物防止対策等を実施するとともに、関係防災機関が連携して防災訓練に取り組む。

ダム管理施設の改良推進

- 大規模地震や台風・豪雨等においても、治水上必要なダムの機能が保持されるよう、定期点検・検査等の結果を踏まえ、予防保全的管理を推進するとともに、耐用年数を迎えるダム管理施設（設備等）の計画的な更新・改良に努める。

また、ため池についても耐震診断等を実施するとともに、その結果に基づく耐震対策及び監視体制の強化に努める。



- ・ 県管理ダムの施設改良箇所数（対象全4ダム） 1箇所（H25）→ 3箇所（H30）
- ・ 長安口ダムの改造の促進（再掲） 工事施工中（H25）→ 完成（H30）
- ・ 決壊すると多大な影響を与えるため池の耐震診断の実施割合 50%（H25）
→ 100%（H30）

土砂災害対策の推進

- 深層崩壊をはじめとする大規模土砂災害により生じる、天然ダム等の損壊に備えた防災対策を国と連携し着実に推進する。

- ・ 河道閉塞対応訓練の実施 毎年度実施
- ・ 土砂災害から保全される災害時要援護者関連施設及び避難所の施設数（全838施設）
（再掲） 269施設（H25）→305施設（H30）
- ・ 祖谷川流域の直轄地すべり対策事業の促進（善徳地すべり防止区域）（再掲）
工事施工中（H25）→工事促進中（H30）
- ・ 吉野川水系直轄砂防事業の促進（再掲） 工事施工中（H25）→工事促進中（H30）
- ・ 祖谷川地区の直轄地すべり防止事業の促進（再掲）
工事施工中（H25）→工事促進中（H30）
- ・ 穴吹地区の直轄地すべり防止事業の促進（再掲） 工事施工中（H25）→完成（H27）
- ・ 阿津江地区の直轄地すべり防止事業の促進（再掲）
工事施工中（H25）→完成（H29）
- ・ 穴吹川地区の直轄治山事業の促進（再掲） 工事施工中（H25）→完成（H27）

防火・消火体制の整備

- 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促進するとともに、常備消防の体制強化、消防団員の確保対策を促進する。
- 地震や津波によるLPガスの放出による延焼を防止するため、LPガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。

・ LPガス放出防止装置設置率（再掲） 約69%（H25） → 100%（H28）

警察・消防等の充実強化と連携した訓練の実施等

- 災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、整備を図るとともに、関係機関との連携が十分機能するよう、通信基盤を含む行政、警察、消防機能の低下を回避する取組を進める。また、消防団や自主防災組織の充実強化による初動対応力の向上を図る。
- 自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、応急対応能力の向上等を図るため、地震等の災害に即した実践的な実動訓練、災害対策本部設置訓練（図上訓練）及び総合防災訓練等を実施する。

・ 石油コンビナート等事業者との総合防災訓練の実施 毎年度実施



- 自動車の民間プローブ情報を活用し、渋滞情報を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、関係機関との連携強化、信号機電源付加装置の整備等を推進する。

・ 緊急交通路等の信号機電源付加装置の整備率（再掲） 51%（H25）
→ 72%（H30）

有害物質等の拡散防止対策

- 県は、平時から化学物質や毒物・劇物の保有・保管状況等の実態把握に努めるとともに、設備や保管方法の見直しを適切に行うよう指導し、事業者の適正管理により津波や地震による流出の防止を図る。また、事故発生を想定したマニュアルの整備を行う。

・ 化学物質や毒物・劇物の流出を想定したマニュアルの整備を促進（H25）
→ 化学物質や毒物・劇物の流出を想定した対応マニュアルの見直しを推進（H30）

- 化学物質や毒物・劇物を保有する企業は、その大規模拡散や流出を防止するため、必要な資機材の整備、訓練等を実施する。

- 高圧ガス事業者は、高圧ガス設備の耐震性向上を図るため、既存高圧ガス設備の点検を行うとともに、必要な耐震補強に努める。

空中消火体制の整備

- 大規模火災に備え、空中消火訓練を実施する。



津波火災対策の検討

- 東日本大震災では、津波火災が多数の箇所が発生しており、南海トラフ地震に伴う津波による津波火災についても、被害を軽減するための方策を検討する。

漂流物防止対策等の推進

- 大規模津波によりコンテナ、自動車、船舶等が流出し二次災害を発生する恐れがあるため、漂流物防止対策を推進する。
- 港湾・河川・漁港それぞれの水域管理者と船舶取締機関等が連携し、放置艇対策を推進する。また、沈船の撤去を推進する。



7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

<要点>

森林の間伐等による計画的な森林整備の促進や森林の公的管理を推進するとともに、県産材の利用促進、また、農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動推進などにより、農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐ。

森林の適正管理と保全の推進

- 森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の高度発揮を促すため、整備が必要な森林について間伐等の森林整備や治山・地すべり防止事業を推進する。また、適正な林業活動により持続的に管理すべき森林については、森林経営計画を策定し計画的な森林の整備を促進する。

- ・ 森林整備面積（再掲） 4,534 ha（H25）→ 27,000 ha（H30）
- ・ 森林経営計画認定面積（再掲） 15,929 ha（H25）→ 60,000 ha（H30）
- ・ 周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数（再掲）
716集落（H25）→ 726集落（H30）



- 森林を適正に管理・保全するため、県をはじめとした公的機関による「保安林」や「とくしま県版保安林」の指定拡大等による森林の「公的管理」を推進する。
また、将来にわたって適正な森林管理が継続されるよう私有林の森林境界の明確化を促進する。

- ・保安林指定面積（累計） 96,124 ha（H25）→ 97,800 ha（H30）
- ・「とくしま県版保安林」指定面積（累計） 0 ha（H25）→ 250 ha（H30）
- ・森林境界明確化面積実施率（再掲） 32%（H25）→ 50%（H30）

県産材の利用促進等

- 県産材の生産・消費量を増加させることにより、森林の間伐や更新を促進する。

- ・県産材の生産量（再掲） 292,000 m³（H25）
→ 420,000 m³（H30）



農地・農業水利施設等の保全

- 農業の有する多面的機能の発揮を促進させるため、「日本型直接支払制度」の活用により、農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動の取組を推進する。

- ・多面的機能の維持・発揮のための共同活動実施地区面積 10,422 ha（H25）
→ 12,000 ha（H30）

